

萩峯 恒久さん
Hagimine Tsunehisa

〔御船警察署生活安全課〕

はぎみね つねひさ / 甲佐町安全・安心まちづくり推進協議会委員。御船警察署生活安全係長として、悪質商法や児童虐待、少年非行といった生活に密着した事案の防止に取り組む。

18歳で成人となる若者たちに 大人の覚悟とエールを届ける

「この春から成人となる18歳・19歳の皆さんには、悪質商法の被害に遭わないための注意をお願いします。怪しいと感じたら私たち警察（☎#9110）や消費者ホットライン（☎188）にお電話

ください」と話すのは、御船警察署生活安全課の萩峯恒久さん。

上益城管内の犯罪や少年非行の防止、家庭内暴力や児童虐待への対応といった業務を担う同課では、悪質商法によ

る被害などの相談にも対応。被害者の不安を取り除くために心を砕く萩峯さんは、甲佐町安全・安心まちづくり推進協議会のメンバーとして本町や関係団体などと連携しながら私たちの暮らしの安心を支えている。

「独立行政法人国民生活センターによると、暗号資産（仮想通貨）などに関するトラブルが若者たちの間で増え

ています。金融商品を『絶対に儲かるから』と勧誘され、多額の金銭をだまし取られる事案もあり、令和3年に県警に寄せられた相談の約25%が30歳未満です。SNSやマッチングアプリを通じてトラブルに巻き込まれたという事案もあります」と若い世代へ注意を呼び掛ける。

未成年者は、取引の知識や経験が不足し判断能力も未熟なため法律で保護されている。未成年者が親の同意なしで行った契約を取り消すことができるのはこのためだ。しかし、この4月から未成年者の年齢が18歳未満に引き下げになった。これは、まだ社会を知らない高校生でも18歳になれば、法律の保護が受けられない事を意味している。

『絶対もうかる』という都合のいい話はありません。親しい人からの勧誘でも、すぐに契約してしまわずに家族や知人に相談することが大切です。自分の判断に責任と覚悟を持てる大人になりましょう」と萩峯さんは成人を迎える若者たちにエールを届ける。

広報 こうさ

2022年（令和4年）4月号
通巻633号